

第145期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

第145期（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、内部統制システムの構築、その有効性の評価及び機能の確保の責務を負っています。当社の体制の概要は次のとおりですが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ってまいります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守を行動原則の一つとして掲げ、以下を継続して実行しています。
－コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役から監査役・取締役会へ報告する体制の確保
－「取締役会規則」に基づく取締役会の適正な運営
－「執行役員規則」に基づく執行役員の誠実かつ忠実な業務遂行
－「就業規則」等の社内規則整備による使用人の規律の徹底
－内部監査室による内部統制システムの整備・維持・向上に関する取締役会の責務遂行支援
－社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会によるコンプライアンス体制の整備・維持
－常設のホットラインによる社内通報制度の運用
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「取締役会規則」「文書規程」に基づき定められた期間中適切に管理し、常時閲覧可能な状態を維持しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。
－船舶事故（海洋汚染含む）
－大災害
－コンプライアンス上の問題
－その他の経営上のリスク
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会、執行役員会、経営会議及び投資委員会において、重要事項の決定、審議、意見交換を行っており、自由な討議を通じて経営判断の透明性・迅速性の向上を図っています。取締役会は書面決議制度を導入し、機動的な運営を可能としています。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
－グループ企業全てに適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規則を定めています。
－グループ会社の経営管理は、社内規程で定める基本方針に則り行っています。
－グループ会社の役員・従業員が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンスに関わると考えられる場合には、当社管掌部門に報告します。
－グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合には、各社のホットラインに加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助体制を確保しています。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者は、監査役会の指揮命令下で監査役職務を補助する業務に従事し、業務の執行にかかる職務を兼務しないこととしています。監査役補助者の考課は監査役が行い、取締役からの独立性を確保しています。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
「監査役への報告体制等に関する規程」を定め、取締役及び使用人は重要な事項について監査役に報告することとしています。
取締役は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。
内部監査室は、監査結果を監査役に適宜報告するとともに、監査役の求めに応じて追加監査を実施することとしています。
- ⑨ その他、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査室との連携等、監査環境の整備に協力しています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
「グループ企業行動憲章」において、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を宣言しており、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら迅速に対応できる体制を構築しています。

会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、株主の皆さま、顧客、取引先、従業員、地域社会等、当社を巡るステークホルダー（利害関係者）との共存・共栄を図り、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を目指す者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えます。従いまして、この考え方に反する行動を取る者は望ましくないと考えています。

当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも存在します。従いまして、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、創立100周年となる平成31年を見据えた中期経営計画「“K” LINE Vision 100」を平成20年4月に策定し、メインテーマを「共利共生と持続的成長」として、5つの基本課題に継続的に取り組んできています。

一方、その後の世界情勢の急激な変化や海運市況の乱高下、自然災害の発生や円高の進行、燃料油価格の高騰等、当社を取りまく事業環境の著しい変化に対応すべく経営計画の見直しを行ってきましたが、昨年4月には新中期経営計画「“K” LINE Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定し、5つの基本課題に加え「2012（平成24）年度経常損益の黒字化」「安定収益体制の構築」「財務体質の強化」を新たな3つの最重要課題として掲げました。必達の課題として掲げていた「2012年度経常損益の黒字化」を達成することができましたが、引き続き経常黒字の維持・継続に取り組んでまいります。

5つの基本課題

- I 環境保護への取組み
- II 確固たる安全運航管理体制
- III 最適・最強組織によるボーダレス経営
- IV 戦略投資と経営資源の適正配分
- V 企業価値の向上とリスク管理の徹底

3つの最重要課題

- I 2012年度経常損益の黒字化
- II 安定収益体制の構築
- III 財務体質の強化

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、その社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくためにも、コーポレート・ガバナンス体制の強化とリスク・マネジメント体制の整備強化に取り組む、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効率的にガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まってコーポレート・ブランド価値を高めるよう、継続的に努力しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成18年6月開催の定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入し、平成21年6月開催の定時株主総会において、その方針に所要の変更を加えたうえで更新しています。また、昨年6月26日開催の定時株主総会において、さらなる変更を加えたうえで更新することにつき株主の皆さまからご承認を受け、同日付で更新しました。

- ④ 当社の導入した買収防衛策が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

- (イ) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当社の買収防衛策は、当社株式等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、さらに株主の皆さまのために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、基本方針に沿うものと判断しています。

- (ロ) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本対応方針は基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

- (i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しています。

- (ii) 株主意思を重視するものであること

当社取締役会は、所定の場合には株主総会を招集し、買収防衛策を発動するか否かの判断を株主の皆さまに行っていただきます。

当社の買収防衛策の有効期間は、平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの約3年間としており、かつ、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

- (iii) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

当社の買収防衛策は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(iv) 独立委員会の設置

当社は、買収防衛策に関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために買収防衛策の運用に際しての判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しており、当社取締役会による恣意的な運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(v) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

当社の買収防衛策は、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従いまして、当社の買収防衛策はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 288社
主要な連結子会社の名称等 : 主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社の状況」(10頁)に記載のとおりです。
当連結会計年度から、重要性の観点より"K" LINE DRILLING/OFFSHORE HOLDING, INC.を含む合計6社を連結子会社に含めました。また、清算により船舶保有会社合計6社を連結範囲から除外しました。
- (2) 主要な非連結子会社の名称等 : 主要な非連結子会社として、千葉港栄㈱があります。
なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさなため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 27社
持分法適用会社のうち非連結子会社数は10社で、主要な会社として芝浦海運㈱がありません。
関連会社数は17社で、主要な会社として㈱リンコーコーポレーションがあります。
当連結会計年度から、重要性の観点よりEtesco Drilling Services, LLCを持分法適用範囲に含めました。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
非連結子会社(千葉港栄㈱他)及び関連会社(防災特殊曳船㈱他)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は10社あり、これらのうち5社については同日現在の財務諸表を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また残りの会社5社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。
なお、当連結会計年度より、当社の連結子会社266社は、決算日を3月31日に変更しています。12月31日から変更した会社が263社、1月31日から変更した会社が1社、2月28

日から変更した会社が1社、9月30日から変更した会社が1社です。この結果、当社及び278社の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。また決算日が12月31日の連結子会社5社については、決算日を連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とする方法に変更しています。この変更はグループ決算の精度向上を図るためです。この変更に伴い、当連結会計年度においては、決算日を統一した会社のうち、12月31日から変更した会社は、平成24年1月1日から平成25年3月31日までの15ヶ月間、1月31日から変更した会社は平成24年2月1日から平成25年3月31日までの14ヶ月間、2月28日から変更した会社は平成24年3月1日から平成25年3月31日までの13ヶ月間を連結し、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しています。また9月30日から決算日を変更した会社については、前連結会計年度は3月31日を決算日とする仮決算を行っていただくため、当連結会計年度における影響はありません。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 : 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの : 主として移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船舶 : 定額法及び定率法を各船舶に選択適用しています。

その他の有形固定資産 : 主として定率法

②無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上していません。

②賞与引当金

：従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金

：役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法により費用処理しています。

⑤役員退職慰労引当金

：役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

⑥特別修繕引当金

：船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。

(4) 海運業収益及び海運業費用の計上方法

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

(6) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これによる当連結会計年度における連結計算書類に与える影響は軽微です。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、別掲していた「有価証券」（前会計年度1百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他流動資産」に含めて表示していません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、別掲していた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度3,641百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別利益」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、別掲していた「投資有価証券売却損」（前連結会計年度2,614百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。

会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当連結会計年度において平成24年度を初年度とする中期経営計画を策定したことを受け、船隊整備計画検討の一環として、船舶使用実績、新たに入手した整備報告及び船腹需給見通しを基に、船舶使用方針を見直しました。その結果、コンテナ船、自動車船及び油槽船について、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、コンテナ船及び自動車船については耐用年数を従来の15年から20年に、油槽船については耐用年数を従来の13年から20年に変更しました。

また、ドライバルク船については、国際海事機関が基準化したバラスタタンク新塗装基準適用の船舶が当連結会計年度において初めて修繕ドック入りしたことにより、防食性能の向上を裏付ける情報が入手可能となりました。その結果、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当該新塗装基準適用の船舶を対象として耐用年数を従来の15年から20年に変更しました。

これにより、従来の方法に比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が7,360百万円それぞれ増加する結果となりました。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	455,446百万円
建物及び構築物	6,896百万円
土地	3,613百万円
投資有価証券	5,649百万円
その他	9百万円
合計	471,614百万円

上記投資有価証券5,649百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

また、上記船舶455,446百万円のうち4,633百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	40,305百万円
長期借入金	305,816百万円
合計	346,122百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	337,182百万円
----------------	------------

3. 保証債務

保証債務	20,277百万円
保証予約	404百万円
連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	524百万円

4. 土地再評価

当社及び一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債もしくは再評価に係る繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、もしくは同条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）

△2,153百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式

939,382,298株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり、決議を予定しています。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	2,345	利益 剰余金	2.5	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数（権利行使期間が到来していないものを除く。）

普通株式

529,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入、コマーシャル・ペーパー発行により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての営業債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	162,126	162,126	－
(2) 受取手形及び営業未収金	86,883	86,883	－
(3) 投資有価証券	56,101	53,661	△2,439
(4) 支払手形及び営業未払金	(82,606)	(82,606)	－
(5) 短期借入金	(96,578)	(97,524)	△946
(6) 社債	(48,699)	(48,370)	328
(7) 長期借入金	(428,869)	(433,501)	△4,631
(8) デリバティブ取引	(6,431)	(6,894)	△463

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(8)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

(注 1)

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。
- (3)投資有価証券
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっています。
- (6)社債
社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。
- (7)長期借入金
長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (8)デリバティブ取引
デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。なお、デリバティブ取引については、全てヘッジ会計を適用しています。

(注 2)

非上場株式（連結貸借対照表計上額31,017百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	363円18銭
1 株当たり当期純利益	12円7銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	361,975百万円
普通株式に係る純資産額	340,571百万円
普通株式の期末発行済株式数	939,382千株
普通株式の期末自己株式数	1,628千株

連結損益計算書上の当期純利益	10,669百万円
普通株式に係る当期純利益	10,669百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	884,237千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法
- ② 満期保有目的の債券 : 償却原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

- (2) たな卸資産 : 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 船舶 : 定額法
- ② その他の有形固定資産 : 定率法
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

: 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

(2) 賞与引当金

: 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

: 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。

(4) 特別修繕引当金

: 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これによる当事業年度における計算書類に与える影響は軽微です。

表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

前期において、「その他長期資産」に含めていた「デリバティブ債権」（前事業年度164百万円）は重要性が増したため、当期より別掲しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前期の計算書類の組替えを行なっています。この結果、前期の貸借対照表における「その他長期資産」（前事業年度1,224百万円）は、1,060百万円と表示しています。

(損益計算書)

前期において、「その他特別利益」に含めていた「備船解約金」（前事業年度298百万円）は重要性が増したため、当期より別掲しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前期の計算書類の組替えを行なっています。この結果、前期の損益計算書における「その他特別利益」（前事業年度527百万円）は、228百万円と表示しています。

前期において、別掲していた「投資有価証券売却損」（前期2,156百万円）は、重要性がなくなったため、当期においては「その他特別損失」に含めて表示しています。

会計上の見積りの変更にに関する注記

(耐用年数の変更)

当事業年度において平成24年度を初年度とする中期経営計画を策定したことを受け、船隊整備計画検討の一環として、船舶使用実績、新たに入手した整備報告及び船腹需給見通しを基に、船舶使用方針を見直しました。その結果、コンテナ船、自動車船及び油槽船について、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、コンテナ船及び自動車船については耐用年数を従来の15年から20年に、油槽船については耐用年数を従来の13年から20年に変更しました。

また、ドライバルク船については、国際海事機関が基準化したバラスタック新塗装基準適用の船舶が当事業年度において初めて修繕ドック入りしたことにより、防食性能の向上を裏付ける情報が入手可能となりました。その結果、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当該新塗装基準適用の船舶を対象として耐用年数を従来の15年から20年に変更しました。

これにより、従来の方法に比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が1,061百万円それぞれ増加する結果となりました。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	44,492百万円
土地	407百万円
投資有価証券	4,558百万円
関係会社株式	3,982百万円
合計	53,441百万円

上記投資有価証券4,558百万円及び関係会社株式3,982百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

また、上記船舶44,492百万円のうち4,633百万円については、保証委託に基づく担保目的として差入れたものです。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	2,922百万円
長期借入金	30,144百万円
合計	33,066百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	84,177百万円
----------------	-----------

3. 保証債務

保証債務	90,931百万円
保証予約等	201,123百万円

(当社が船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対するもの、保証債務34,848百万円、保証予約等155,262百万円を含みます。)

連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	524百万円
--------------------	--------

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債もしくは再評価に係る繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、もしくは同条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額

△46百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	32,477百万円
長期金銭債権	56,995百万円
短期金銭債務	33,358百万円
長期金銭債務	16百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	営業収益	16,368百万円
	営業費用	183,066百万円
営業取引以外の取引高		21,949百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,372,773株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	975百万円
賞与引当金	213
特別修繕引当金	111
未払事業税	18
投資有価証券等評価損	2,330
退職給付引当金	238
減損損失	595
海運業未払金（特別修繕）	3,910
税務上の繰延資産	3,664
繰越欠損金	32,135
直接外国税額控除	1,156
その他	364
繰延税金資産 小計	45,715
評価性引当額	△15,770
繰延税金資産 合計	29,944
繰延税金負債	
特別償却準備金	△342
圧縮記帳積立金	△335
繰延ヘッジ損益	△1,447
その他有価証券評価差額金	△454
留保金課税	△1,103
その他	△636
繰延税金負債 合計	△4,319
差引：純額（繰延税金資産）	25,625

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	15,218	740	15,958百万円
減価償却累計額相当額	14,222	426	14,649
期末残高相当額	995	313	1,308

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	869百万円
1年超	440
合計	1,310

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,032百万円
減価償却費相当額	2,470
支払利息相当額	105

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっています。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

未経過リース料	
1年内	8,138百万円
1年超	29,072
合計	37,210

(貸主側)

未経過リース料	
1年内	138百万円
1年超	391
合計	529

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

一般の取引と同等の取引条件で決定しているため、記載を省略しています。

3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	226円17銭
1 株当たり当期純損失	4円71銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	212,146百万円
普通株式に係る純資産額	212,146百万円
普通株式の期末発行済株式数	939,382千株
普通株式の期末自己株式数	1,372千株

損益計算書上の当期純損失	4,168百万円
普通株式に係る当期純損失	4,168百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	884,493千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。